

同じ趣旨でありますけれども、これを提出者から再提案された場合は改めて実現できるように積極的に取り組んでほしいんですという声であります。

検討するとされた提案についても、政府全体として適切な進捗管理、またフォローアップもしてほしいという要望があると思いますが、その点についての対応について伺いたいと思います。

○宮地政府参考人 お答え申し上げます。

過去の提案募集で実現しなかった提案につきましては、先ほど申し上げましたが、原則として特段の情勢の変化がない場合には、関係府省と議論を行う上で材料がないため調整の対象としておりませんが、その後の情勢の変化があると考えられる場合には、改めてしっかりと調整対象とした上で、関係府省と議論することとしたしております。

また、年末の閣議決定におきまして対応方針を決めさせていただいておりますけれども、この中で、引き続き検討を進めることとしたものにつきましては、関係府省とも連携をしつつ、内閣府においてフォローアップを行い、検討状況、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するとともに、地方側に情報提供を行っているところでありまして、今後とも、引き続き検討とされた案件につきましても、しっかりとフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川委員 是非そのようにしていただきますよう、御要望を再度させていただきます。

次に、これについての質問を追加いたしますが、提案募集方式が現在行われておりますが、個々の自治体の遂行に当たって支障となつていないか、また、地方の発意に基づいて迅速かつ柔軟に見直しができたり、委員会報告方式では対象としない事項についても改革の対象としているなど、現行の制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた見直しに係る提案も対象になるなど、よい面もあるというふうに評価を

されているようであります。

反面、デメリットとしては、提案募集方式では、提案を受けた個別の制度の見直しを行うものであるため、国、地方の役割分担、一番肝腎な税財源の配分の見直し、そして地方財政の在り方、分権改革の抜本的な推進につながるのではないのかというふうな危惧しているようでありまして、まさに私は、国と地方の在り方を見直すためには、税財源の配分の見直しも含めて必要ではないかと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○宮地政府参考人 提案募集方式につきましては、平成二十六年の導入以来、地方創生、子ども・子育て関連を始め、地方の現場における様々な分野の幅広い問題を解決してきており、地方の具体的な意見を反映する仕組みとして地方側からも評価いただいているところであります。

一方で、類似の制度や関連する制度等についても併せて検討すべきでないか、あるいは、個別の提案への対応の積み重ねから確認できる課題にも対応すべきではないかといった御指摘もありません。令和二年の提案募集からは、類似する制度改正などを一括して検討するための重点募集テーマを設定するなどの取組を行っているところであります。

今後とも、地方の意見に耳を傾けながら、地方分権改革の一層の前進に向け、提案募集方式の充実などを図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川委員 この点については以上で質問を終わらせていただきます。

時間の関係もありますので、お示しした資料の中からちよつと私見を述べさせていただきます。地方の活力を創出するには、国を挙げてのテーマでありまして、日本の存亡に関わつてくる、防衛上も、あるいは食料自給率の観点からもそうではないかというふうな思っておりますが、現在まで、この約五十年間ぐらいを見ると、農業、第一次産業への従事者が、一九二〇年代には五三・

八%、戦後、五〇年代においては四八・五%であつたわけでありまして、農林水産、林業も含めてであります。現在は何と三・八%。これで本当に日本の国を守るのか、日本の国民のために食料の自給率を確保できるのか、こういった観点からも、地方創生が大きな力を発揮していただければいいのではないかと、このように思っております。

特に、この表を見ていただくと、裏面、資料一の方でございます。これについては、農林漁業就業数から分かつては、一九六二年から現在まで、二〇二〇年までいくと、農業が、一九六二年、一千百三十四万人から、現在は百九十四万人。私のところも農村地帯を多く抱えておりますけれども、後継者のいる家庭は、農家は、十軒あるかないかという部分。あつても二、三軒というのが実態であります。

農地の集約、中間管理機構等々、大規模化を進めてきておりますけれども、国連でも家族農業を重視していくということは、我々も当然理解できることであるし、地方分権の観点からいったら、まさにそれが大きなテーマの一つでなければいけないと思っております。

また、林業もそうですが、かつて、一九六二年、六十四万人から、現在は何万人になつたと思われませんか。六万人。資料によつては六万人を切つていくということも言われております。

本当に、治山治水、国を守る要、この林業がこれに本当にいいんでしょうか。安いから外国から材料を輸入する、それに加えて、農業を守つていく、守つてきたという痕跡がこれの中では認められないというのが長期的な視点に立つた御指摘でございます。これについても地方創生の視点を是非発揮していただきたい。

植林された木の伐採、枝打ちが得られないと、表土に光が当たらないから、土砂がむき出しになつてしまふ。そこに今回のような集中豪雨が起きると、容易に土砂災害が起きるといふ悪循環に今陥つている部分もあるということも地方ではあ

りますので、御指摘を申し上げます。また、もう一つ、漁業でありますけれども、サーモンの話、本当に我々の子供の頃は、ノルウェー、日本は水産国家でありましたが、その面影は今どこにあるんでしょうか。当時の漁業者が六十九万人、現在、漁業就業数が二〇二〇年で十三万人となつています。

それに加えて、昨年は漁業法を変えて、地域の津々浦々、しっかりと守つてくれた漁業権、これは売り買いができる、大手漁業、水産業、場合によっては、バックに外国資本がある漁業者でもこれが入手可能な道が開かれています。

二〇一七年で二十万人だつた漁業従事者が、この三年後、現在十三万に激減している、こんな実態もあることを申し添えさせていただきます。

最後になりましたけれども、本当にこの地方創生、今一番重要なテーマ、これをなくして日本の将来はあり得ない、また、大臣がお務めの少子化、この二つをしっかりと切り切れば、日本の再生は絶対あり得るといふことを、私見でありますけれども申し添えさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○伊東委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時二十八分開議

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。地方創生担当の坂本大臣の所信に対する質疑を行わせていただきます。

地方創生臨時交付金の時短要請協力金について伺います。

四月五日、昨日ですが、大阪府、兵庫県及び宮城県で蔓延防止等重点措置が発令されました。時

短営業の要請を引き続き受ける事業者への十分な補償というのが何よりも大事でございます。

日本共産党はかねてより、一律四万円とか一律六万円とか、そうした支援ではなく、やはり店の事業規模に応じて協力を支給することが必要だということをおねがひをしております。

今回、時短要請協力金について見直しが行われることですが、その概要について、坂本担当大臣に御説明願いたいと思っております。

○坂本国務大臣 飲食店に對します時短要請に係る協力金につきましては、地方創生臨時交付金の協力要請推進等を活用いたしまして、各都道府県におきまして、二十一時までの時短要請を行う場合、一日四万円の協力金について支援を行っているところでございます。

宮城県、それから大阪府及び兵庫県については、蔓延防止等重点措置の区域に指定をされ、四月五日、昨日より、措置区域内の飲食店に對しまして二十時までの時短要請が行われましたが、これに伴いまして、中小企業につきましては、売上高の四割を一日四万円から十万円の範囲内で、それから、大企業及び希望する中小企業につきましては、売上高減少の四割を一日最大二十万円の範囲内で支給する協力金について、国が支援することとなりました。

今回の協力金の見直しを通じて、蔓延防止等重点措置の区域で行われる時短要請が効果的に実施されるよう、国としてしっかりと支援をしてまいります。

○清水委員 事業規模に応じて協力が支払われることとなったということは前進だと思っております。

大阪でも東京でも、これまで時短要請協力金がなかなか振り込まれないという、そういう相談が私の事務所のところにも多数寄せられております。例えば、東京都内で飲食店を営んでいたある店主は、潰れてから協力をもらっても本末転倒だと取材に応じているわけです。

政府は、東京都や大阪府でのこれまでの時短要請協力金の支給状況について、例えば、どの程度支払われているか、何割支払われているか、詳細に把握されているでしょうか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。時短要請協力金、これまでは、ある程度の区域を、区間を、期間を限って、それに対応した形で、その後、自治体の方で受け付けられて、それに対して自治体が大半でございます。おおむね、大体、申請を受けて二週間程度で支払われているようでございますけれども、やはり、書類の不備とかそういったような場合、少し時間がかかる場合もあるというふう聞いております。

○清水委員 それだけですか。東京都や大阪府で、例えば、大阪府でいえば、第一期で一月十四日から二月七日とか、第二期であれば二月八日から二月二十八日とか、区間を区切っているわけですが、それぞれ、東京や大阪で何割、事業者に実際支給されているのか、それについてお答えください。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。私も、東京都と大阪府の方から状況を聴取をいたしましたけれども、例えば、一月二十五日締め分でございますと九六％、二月二十六日締め分ですと七四％、三月二十五日締め分ですと一六％というふう聞いております。

また、大阪府につきましては、一月二十九日締め分が九三％、二月二十六日締め切り分が六八％、三月二十二日締め切り分が二四％、そのような状況になっておると聞いております。

○清水委員 それぞれちよつと数字が違うんです。私が直接伺ったところによりますと、第一期分、大阪府の場合ですね、一月十四日から二月七日まで一万五千件支給済み、二六％にとどまっております。第二期分、これは二月二十八日までの分ですが、約千件、二％。第三期については申請受付すら始まっていないというふうな状況でして、

財源さえ国から手渡せば、後は自治体任せという姿勢では駄目だと思っております。政府として、協力金の支給状況についてしっかりと把握する必要があるのではないかと思います。

大阪市の松井市長は、慎重に審査しているのだから、支給の遅れは廃業につながる、こういう悲鳴の声も上がっております。

大臣に伺いたいんですが、坂本大臣に伺いたいんですが、今回、事業規模に応じて、先ほど御説明いただきました、協力金を支給することにより、前年度やあるいは前々年度の売上上げなどを証明するための手続や審査がより煩雑となる、そういう可能性は否定できませんよね。

○坂本国務大臣 当面、様々な申請状況を見てみないと分かりませんが、それから、当該自治体のマニパワーがどういふふうになっているかということもあると思っております。それぞれの、各都道府県の事務負担が増大するということも考えられますので、必要に応じて外部委託などができるよう、事務費を配分していくということとしております。

○清水委員 時短要請協力金がそれこそ事業規模に応じて出されるというのは前進だということに私も先ほど述べました。

ただ、これまでは売上げの減少は条件ではなかったわけですね、時短協力金というのは、夜八時あるいは夜九時までに時短要請に届けば売上げに開わりなく支給されていたわけですが、今回は事業規模に応じて支給することです。確定申告書、それから決算書、売上台帳、収支内訳書、それこそ様々な売上げを証明する書類を自治体としても審査しなければなりませんし、その手続はこれまでの時短要請協力金よりはるかに煩雑になるということは予測できると思っております。

従来でも支給が遅いんです。今でも遅いんです。更に遅れることになってはならないと思えます。地方創生臨時交付金が効果的に活用されるように、先ほど坂本大臣も少しお話しされましたけれども、やはりもっと政府として積極的に関与して、そして、いかにスピーディーに支給をすることができるといふことについて様々な努力をしていくべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○坂本国務大臣 私たちが心配していたのは、規模別にすることによってやはり事務量が增大してまいりますので、そのことによって支給が遅れる、それを一番心配をしておりました。

それだけの自治体にそれだけの、先ほど言いましたけれども、マンパワーがあるかどうかというようなことも心配しておりましたけれども、今般、先ほど言いましたけれども、事務負担が増大する自治体については事務費を配分する。しかも、その事務費、二％上乗せということ配分するよう計画でありますので、そういうことで、是非スムーズな事務というのを進めていただきたいと思います。

あるいは、その後、様々な課題が生じれば、国としてもしっかりと、支給の遅れがないように、長期間に及ばないようにこちらからも様々な支援をしてまいりたいというふうにも思っております。

○清水委員 是非よろしく願います。

続いて坂本大臣の認識を伺いたいですけれども、総務省の家計調査によりますと、新型コロナウイルスの感染拡大により、地方圏の消費や収入が一段と落ち込んでいます。大都市圏との差が鮮明になっておりました。人口十五万人未満の小さな都市と町村では世帯収入と消費の落ち込みが去年の秋頃から大きくなりました。今年一月にはいよいよ前年同月に比べて一割前後減少したというところがございます。地方では観光産業がコロナ不況の直撃を受けております。それに伴って地方の飲食店も疲弊しております。

が、一度目の緊急事態宣言下で休業した後、その後の見通しが立たないということで廃業されたそうです。

坂本大臣は所信の中でこう述べておられるんですね。「地方創生の取組を、全府省庁と連携を取りながら総合的に推進してまいります」と。新型コロナウイルス感染症拡大の第四波は、まさに地方での感染が広がっているというのが一つの特徴だと思っております。

そこで、大臣、地方の事業者を倒産させないためにどのような姿勢で臨むのか、その決意についてお答えください。

○坂本國務大臣 地方における中小企業の雇用維持、それから事業継続、倒産させないようにするためには、一時支援金や雇用調整助成金等によりまして、政府といたしましては中小企業を総合的に今支援しているというふうに承知しております。

地方創生の観点からいいますと、地方創生臨時交付金を令和二年度の一次、二次補正予算で三兆円措置をいたしました。さらに、三次補正で一・五兆円を追加措置したところです。このうち、地方の単独事業分につきましては、一兆円でございますけれども、先般、交付限度額を全自治体にお示しをしたところでございます。そして、各自治体から提出されました実施計画に基づいてこの一兆円というものは執行されるわけですが、そのうちの七千四百億円が、自治体の意向を踏まえて、令和三年度に繰り越すことになっております。

それぞれの自治体におかれましては、まずは実施計画に基づいて取り組んでいただく。そして、七千四百億円の繰り越分についても、これを中小企業への、地方の中小企業への支援などに充てるなど有効に御活用いただきたいというふうな思っております。

これらによりまして、内閣府としては、引き続き関係省庁としっかり連携をしております。厚生労働省あるいは経済産業省、それぞれの省庁と

連携をしながら自治体の取組を支援する。それを通じまして、地域の中小企業を始め、地域経済の下支えというものをしっかりとしたいというふうな思い、倒産あるいは雇用関係、解雇、こういったものがないように努めてまいりたいというふうな思っております。

○清水委員 是非お願いしたいと思っております。

先ほど、一時支援金のお話もされましたが、これも三月末までの対象でございます。やはり持続化給付金をもう一度支給することが求められているのではないかとこのように思っております。

持続化給付金は、事業者の倒産、廃業を防ぐ上で大きな効果をもたらしました。一方で、不正受給も大変大きな問題となりました。大阪では、二百五十件、三億円以上をだまし取ったとして、男女三人が逮捕されましたし、税務署の職員が関わった不正受給の事件も起こりました。

経済産業省は、こうした不正受給について、実態把握のための努力をこれまでされてきたでしょうか。お答えください。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。まず、これまで、警察の捜査に對しまして多数の照会に回答するなど全面的に協力するとともに、千四百名以上の不正受給が疑われる者につきまして、中小企業庁といたしまして処罰を求め、意思を警察に對し伝達してきたところでございます。

また、経済産業省といたしましても、不正受給の実態を把握するため、給付した案件の事後的な確認も実施しております。

具体的には、委託先の法律事務所を活用いたしまして、不正受給の疑いがある場合を含め、給付要件を満たしていない可能性がある方に対しまして認識確認の書面を送付しております。

例えば、不正の疑いについて確度の高い情報提供がなされた申請、また、不正が疑われる申請と同一のメールアドレスから行われた申請、季節性のある業種について、例えば農業における農閑期

のように、通常、収入がないため新型コロナウイルスの影響による収入減ではない可能性がある申請などに対し、認識確認を行っております。

加えて、昨年の秋以降、不正受給に関する注意喚起や警告のチラシを作成し、ホームページへの掲載や申請サポート会場での掲示、新聞広告などの掲載などを行ってきたところでございます。

これまでに約一万五千名の方から、給付要件を満たさないにもかかわらず誤って受給したとして返還を申し出ていただいております。

その上で、持続化給付金の制度を悪用し、故意に給付金をだまし取った者に対しては、不正に受給した全額に延滞金、加算金を加えた額の返還請求をする取組を行っております。

引き続き、経済産業省といたしましても、警察と連携しながら不正受給の実態把握を着実に進め、不正に對しては厳正に對処してまいりたいと考えております。

○清水委員 不正受給は絶対にあつてはならないと思えます。経産省としても、今御答弁ありましたように、調査や返還手続を求めておられるというところであります。

ただ、許し難い不正事件も発生しております。愛知県警は、三月二十一日、持続化給付金をだまし取った詐欺の疑いで、自民党衆議院議員の熊田裕通総務副大臣の元スタッフを逮捕いたしました。自民党の名前を使って受給資格のない若者らに不正受給の勧誘を繰り返し、報酬を受け取っていたと見られます。

この元スタッフが持続化給付金詐欺を勧誘していたときの音声が中日新聞に報道されました。私の事務所でも書き起こしたので、一部これを読みますと、ここでは冒頭こう述べているんですね、そのスタッフが、改めまして、衆議院議員秘書、選挙区事務局の何がしと申しますと述べた上で、自民党の利権で給付金があるからとか、自民党という立場を使ってこの抜け道を知っているのとか、私どもの後ろについている国税のマル査

のトップで税理士法人の理事長が確定申告の代行もやっているなどと説明していました。まるでこの言いふりは、不正の手法が自民党内で共有されているかのような口ぶりをこのスタッフはしているわけですね。経産省はこの不正受給についても調査しましたか。

○長坂副大臣 報道につきましては承知をいたしております。事実であるとすれば極めて遺憾であります。この制度を悪用した不正受給が多数、残念ながら生じておりまして、警察とも連携しながら厳正に對処してまいりたいと考えております。

なお、持続化給付金につきましては、国会議員やその秘書から問合せを受け、それに対し、制度に即して説明を行う場合はございます。その際、中小企業庁からは、給付規程に定める給付要件や審査基準に基づく説明や確認を行うだけであります。抜け道を指南するようなことはございません。

○清水委員 私はきつと調査するべきだと思いますよ。この自民党元スタッフは、勧誘の際に菅総理とのツーショット写真を見せて信用させていたとも報じられております。

これは自民党の名前を看板にして行った詐欺行為であり、これはジャパンライフみたいに、やはり社会に与える影響、何よりも、不正でないのに不正受給としてはねられた事業者の皆さんの怒りが収まらないと思っております。

長坂副大臣の事務所にも個別の相談が寄せられてきたかと思うんですが、このような事件を発端に、もちろんこの自民党元スタッフの不正受給だけじゃありませんよ、たくさん不正受給がある。この事件を発端に給付金の審査書類が追加されるなどしたために、主に現金取引をしている事業者の申請が下りないという事例が相次いだわけですね。追加資料提出の期限が間に合わず支給決定となつた事業者もおり、これはもう自民党のせいだと怒っている人もいますよ。

こうした声に對して、支給されなかつた人に対して、長坂副大臣、どのように思われますか。

○長坂副大臣 熊田議員に關しましては、捜査には全面的に協力する旨のコメントを出されたものと承知をいたしております。

一般論をいたしまして、個々の事案については政治家それぞれが説明責任を果たしていくべきものだと考えております。

○清水委員 しっかりと調査すること、そして、短要請協力金においても事業者に間違いなく支給される仕組みを構築するよう政府に求めまして、時間が来ましたので質問を終わります。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会的美延映夫でございます。

本日は、地方創生委員会で質問の時間を与えていただきましてありがとうございます。

早速質問させていただきます。

政府は、地方創生におきまして、テレワークの推進に相当力を入れておられるとのことですが、この地方創生のテレワークの推進は、一つ目には、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができることの認識があります。二つ目には、地方におけるサテライトオフィスの勤務など、テレワークを推進することで地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることができま

す。そして三つ目には、テレワーク推進に付随した各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、労務面の環境整備を進めることなどができると、様々な利点があります。

この地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策には、地方創生テレワーク交付金の創設、地方創生テレワーク事業、地方創生移住支援事業の対象の拡充とある中で、地方創生テレワーク交付金の創設に関しては、地方にサテライトオフィスを整備するために、三次補正で百億円がついて

通常の推進交付金や整備交付金は補助率は二分の一ですが、この地方創生テレワーク交付金の補助率は四分の三と相当なものになっております。

対象事業も、自治体の施設のみならず、民間所有施設開設支援や、既存施設活用促進、企業進出支援と、従来と比較すると相当手厚い補助金だと思

います。

また、つい先日、三月三十日に、政府は、全国百三十八事業に対して合わせて四十億円を交付すると、坂本大臣は記者会見で、交付金を有効活用し、地方への流れを加速していくとおっしゃって

おられました。

また、実際に動き出しているとの認識で、これは喜ばしいことだと思っております。

そこで、質問させていただきますが、この百億円の補助金の創設によって、全国にどの程度のサテライトオフィスが整備されると想定されているのでしょうか。この地方創生テレワーク交付金によって、活用されないサテライトオフィスが地方にたくさんできるのではないかと懸念も考えられますが、これを回避するためにどのような措置を考えられているのか、併せて教えてくださいませうか。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

地方創生テレワーク交付金でございますけれども、三月三十日に、第一回交付分といたしまして、百三十八の事業に対しまして四十億円の支援を決定したところでございます。

これによりまして、地方公共団体や民間が運営するサテライトオフィス、コワーキングスペース等につきましては、百八十六の施設が新たに整備されるとともに、七十九の既存施設の活用が促進されると見込んでおります。

また、第二回交付に向けた募集につきまして、六月上旬を締切りとして行う予定でございます。仮の話でございますが、第二回交付分と同規模、同伴数というようなことを仮定した場合に、百億円を執行したとすれば、およそ四百程度の施設

設が新たに整備されるというふうに見込まれております。

また、先生御指摘の、活用されない施設が地方に多くではないかという点でございます。

この指摘につきましては、本事業を推進する地方公共団体に対しまして、施設の整備をもつて事業を完了とするのではなく、地域の特徴を生かして施設の活用促進に取り組み、地方への新しい人の流れを加速させていただくことを期待しております。

このため、本事業につきましては、KPIとい

たしまして、二〇二四年度におきます施設利用企業数、それから施設利用者数等を設定し、その達成を求めるとともに、交付対象経費に施設利用の促進に向けたプロジェクト推進費を含めておりまして、都市部の企業に向けた効果的なプロモーション等を実施するように求めております。

また、先生の御指摘ございましたが、令和三年度予算におきまして地方創生テレワーク推進事業を計上いたしまして、企業の地方進出等向けに機運の醸成ですとか行動変容を促すため、企業と地方公共団体を結ぶ情報提供体制等の整備や産業界等の関係者を巻き込む取組、そういったものを進めております。

これらの取組を通じまして、本交付金により整備されましたサテライトオフィス等がしっかりと活用され、都会から地方への大きな人の流れが生み出されるように取り組んでまいります。

○美延委員 今言われていたように、本当に地方への流れをしっかりといただければ、これはもう是非是非よろしくお願いたします。

次に、地方創生移住支援事業、それから地方創生起業支援事業についてちょっと教えてくださいたいんです。

この事業自体は令和元年からスタートしたと聞いておりますが、地方創生移住支援事業は、東京圏から地方へ移住して、地域企業への就業や社会的起業等をする移住者の場合、移住資金として百

万円、地方創生起業支援事業は、地域の課題に取り組む社会的、事業性、必要性の観点を持つた起業等をする者に、起業支援金として最大二百万円支給することになっております。つまり、東京圏から地方へ移住して社会的起業を起業した場合には、移住支援金と起業支援金を合わせて最大三百万円支援されることとなります。

令和二年度では、四十二都道府県、千二百七十七町村で実施されているのですが、その実績に関して一切公表がありません。移住、起業支援事業等によってどの程度の人数が地方に移住して、また、どの程度の人数が地方で起業したのか、数字を教えてくださいませうか。

○菅家政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業につきましては、委員のお話がありましたとおり、令和二年度におきましては、四十二道府県、千二百七十七町村で取り組まれております。事業開始から本年二月までの累計値でございますけれども、暫定値になります。三、四百四十一件、六百四十四名の移住実績となつております。

また、地方創生起業支援事業につきましては、四十道府県で取り組まれておりまして、同じく事業開始から本年二月までの総採択計画数として、八百三十九の起業を支援する見込みとなっております。

○美延委員 ありがとうございます。是非、これも続けてよろしくお願いたします。

ただ、この地方創生移住支援事業と地方創生起業支援事業というのは、認知度が著しく低いと感じております。地方六団体は、移住、起業支援事業の東京二十三区での周知、広報の充実を求めていると聞いておりますが、東京二十三区ではどのような広報を実施しているのでしょうか。

○菅家政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業、起業支援事業につきましては、その広報について、地方六団体などから御要望をいただいているところでございます。国といたしましては、本事業の一層の活用を促